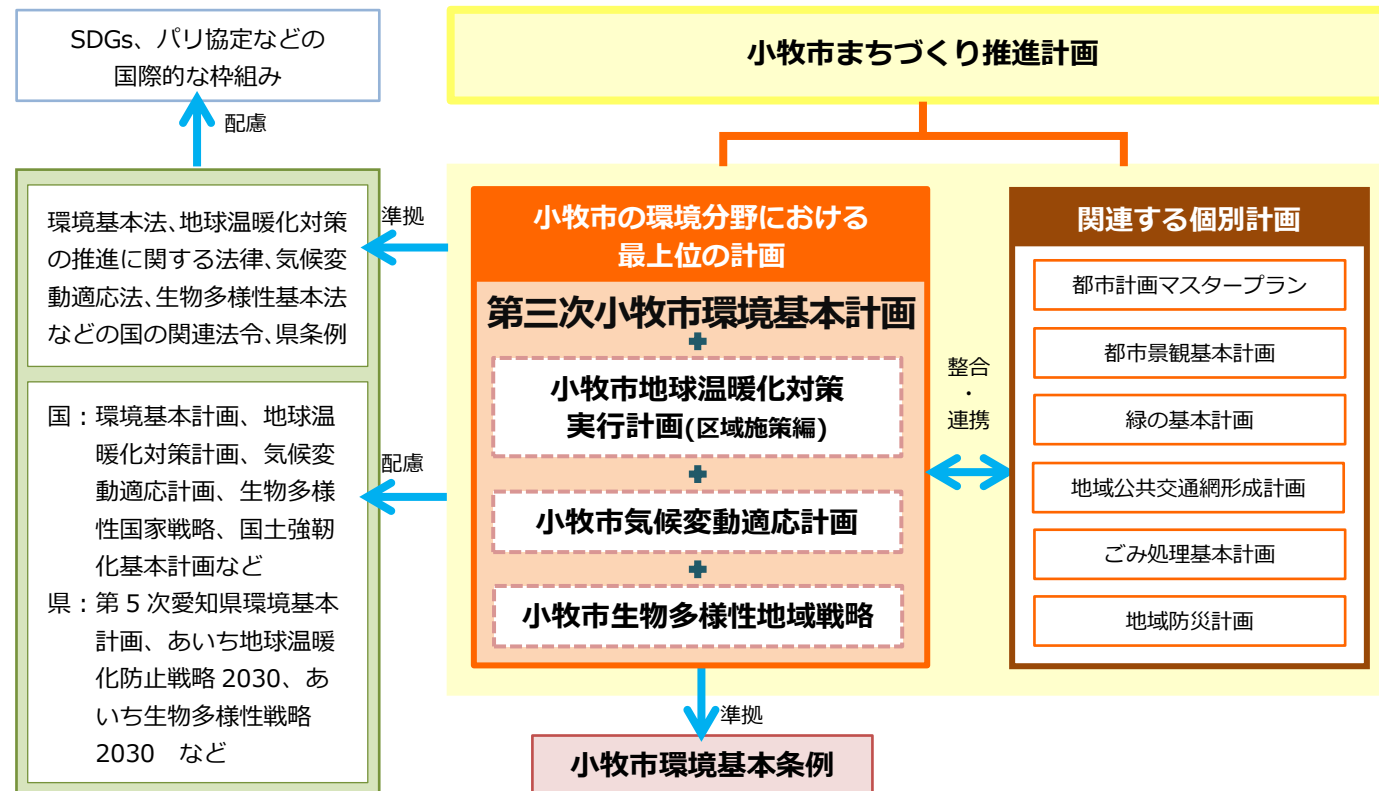


# 第三次小牧市環境基本計画改定に係る基本的な考え方について

## 1. 計画の基本的事項

### 【位置付け】

- ・小牧市環境基本条例第 8 条に基づき策定。同条例第 3 条の基本理念及び同条例第 7 条の基本方針に基づき、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。
- ・市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」に掲げる理想のまちを実現するため、小牧市の環境行政の基礎となる計画
- ・「小牧市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「小牧市気候変動適応計画」、「小牧市生物多様性地域戦略」を包含した計画とする。



### 【計画期間】

- ・令和 7(2025)年度から令和 12(2030)年度までの 6 年間  
※第三次計画の計画期間は令和 2(2020)年度から令和 12(2030)年度までの 11 年間だが、令和 6(2024)年度に見直しを行う。
- ・「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の中長期目標については、中期目標を令和 12(2030)年度、長期目標を令和 32(2050)年度とする。

### 【対象とする環境の範囲】

- ・現行計画の「人づくり・基盤整備」「地球温暖化対策」「快適な生活環境」「循環型社会」、「生物多様性」の 5 分野とし、「地球温暖化対策」については「気候変動」を拡充する。

### 【策定にあたっての前提条件】

- ・現行計画策定後に、国や県が示す新たな地球温暖化、気候変動、資源循環といった対策などの政策への対応、コロナ禍における社会環境の変化や人口減少社会に対応した計画とする。
- ・現行計画の進捗状況を評価し、継続すべき施策・事業は引き続き継続し、見直し・改善が必要な施策・事業については再検討する。

## 2. 主な社会状況の変化

### <世界の動向>

- ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(平成 27(2015)年 9 月)：持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) を掲げ、「誰 1 人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことを誓った。
- ・「パリ協定」の発効(平成 28(2016)年 11 月)：先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した。
- ・「グラスゴー気候合意」(令和 3(2021)年 11 月)：1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を 2030 年までに 2010 年比で 45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすることなどを合意した。
- ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(令和 4(2022)年 12 月)：2050 年ビジョンの「自然と共生する世界」の達成に向けた G7 の合意で、2030 年までに地球の陸域と海域の 30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30 目標」、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が掲げられる。
- ・「IPCC 第 6 次評価報告書 統合報告書」(令和 5(2023)年 3 月)：人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないと明言され、21 世紀中に、世界の平均気温は 1.5℃を超える可能性が高く、2℃より低く抑えることが更に困難になる等の報告がされている。

### <国の動向>

- ・「第五次環境基本計画」(平成 30(2018)年 4 月)：各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造、環境政策の展開に SDGs の考え方の活用などを明記した。
- ・「気候変動適応法」(平成 30(2018)年 6 月)、「気候変動適応計画」(令和 3(2021)年 11 月改定)：地球温暖化対策計画とあわせて気候変動に対する緩和策・適応策を推進する。
- ・「2050 年カーボンニュートラル宣言」(令和 2(2020)年 10 月)：『2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言した。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正(令和 3(2021)年 5 月)、「地球温暖化対策計画」(令和 3(2021)年 10 月)：中期目標「2030 年度に温室効果ガスを 46%削減(2013 年度比)」を設定した。
- ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30(2018)年 6 月)：バイオマスの利活用、2R(リデュース・リユース)の促進、食品ロス削減、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制について明記した。
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和 3(2021)年 6 月)、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元(2019)年 5 月)などを制定した。
- ・「生物多様性国家戦略 2023-2030」(令和 5(2023)年 3 月)：2030 年の自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現を目指し、生物多様性・自然資本(=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹)を守り活用するための戦略と行動計画を明示した。

### <県の動向>

- ・「第 5 次愛知県環境基本計画」(令和 3(2021)年 2 月)：日本一のモノづくり県であるからこそ、環境分野でもトップランナーであるべきという考えを県のスタンスとし、「経済と社会」の融合を考慮しつつ、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指す。
- ・「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」、「愛知気候変動適応計画」(令和 4(2022)年 12 月)：2030 年度の目標は平成 25(2013)年度比で 46%削減を掲げている。
- ・その他「あいち生物多様性戦略 2030」(令和 3(2021)年 2 月)などを策定した。

### 第三次小牧市環境基本計画改定に係る基本的な考え方について

#### 3. 現行計画の総合評価

現行計画の各指標による実施成果及びアンケート結果から把握した満足度・向上度による定量的な評価に加え、昨今の社会的な動向等の定性的な評価を踏まえて、現行計画の総合評価を実施した。

基本目標	総評（抜粋）	結果
1. 人づくり・基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育分野において、関係各課と連携した事業が展開され、指標「小中学生の環境にやさしい生活の達成率」についても目指す方向と一致しているが、環境配慮行動の動機づけとして、今後も継続していく必要がある。</li> <li>●「環境関連講座等参加人数」をはじめとした参加者数等は基準値と比べて減っており、より多くの市民が参加、活動できる機会・場の創出に加えて、市民アンケートの「環境学習の機会がある」、「環境に関する情報が入手しやすい」における満足度向上を目指して、情報発信の強化が求められる。</li> <li>●環境教育・環境学習の推進や環境保全活動の拡充において、多様な主体との連携が重要であり、市民活動団体等への支援は充実している一方で、事業者に対しては、ニーズに応じた支援が必要である。</li> </ul>	B 現行計画の方針を継続しつつ、指標(目標)、事業内容等を見直し
2. 地球温暖化対策の推進（気候変動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域からの温室効果ガス排出量は計画策定時から目標値達成に向けて着実に減少している。事業の実施効果は確実に現れているが、社会動向の大きな変化を受けて、さらなる展開を求められている。</li> <li>●省エネルギー対策について、指標「日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合」は増えておらず、家庭・事業者の省エネ行動の取組拡充・徹底を図る必要がある。</li> <li>●再生可能エネルギーの普及については、住宅用地球温暖化対策設備への補助金を軸とした導入促進の成果が現れており、導入拡大に向けた普及啓発が必要である。</li> <li>●気候変動の適応については、近年の豪雨被害等を踏まえ、指標（目標）の設定を含め、気候変動に伴う自然災害の発生リスクに備えたまちのレジリエンスを継続的に強化することが求められる。</li> <li>●交通対策の推進については、満足度が低く、市民の関心度の高さがうかがえることから、円滑な交通流動の確保に向けたまちづくりを着実に進めるとともに、次世代自動車の普及など移動手段の脱炭素化を進めていく必要がある。</li> </ul>	B
3. 快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気等の環境基準について、概ね良好な環境状態が保たれている。公害苦情の受付件数は、基準値から増加しており、苦情を未然に防ぐ取組や公害苦情による事業所への立入指導等の徹底が必要である。</li> <li>●公共下水道の普及は着実に進んでおり、継続して推進する必要がある。</li> <li>●ポイ捨て等の環境美化について、事業推進による普及啓発が図れているものの、向上度が低いことから、取組の継続、強化が必要である。</li> </ul>	A 現行計画の方針・事業を継続
4. 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量の推進について、市民アンケート満足度が非常に高く、コロナの影響で増加した家庭ごみ排出量も減少傾向に転じているが、今後ごみの減量化に向けた取組の強化が重要である。</li> <li>●再資源化率は高い水準で維持できており、今後も時代に合った事業を検討し、さらなる再資源化を推進する必要がある。</li> </ul>	A
5. 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耕作放棄地の面積が増加していることから、遊休農地・耕作放棄地の防止や優良農用地の保全などの事業へ取り組んでいくことが求められる。</li> <li>●自然と触れ合う機会の創出について、「兒の森」を軸とした普及啓発が図れており、学校との連携を中心に、積極的に取り組んでいくことが必要である。</li> <li>●自然との共生について、「小牧環境マップ」や「小牧の野鳥」による普及啓発が図れているが、市民アンケートの「野生生物の生息・生育空間が守られている」の向上度が低く、生物の生育・生息場所の整備・保全の強化が求められる。</li> </ul>	B

#### 4. 計画改定に向けた視点（案）

計画改定の方向性として、策定にあたり盛り込むべき視点を例として以下に整理した。

##### ◎2050年カーボンニュートラルの実現

小牧市においても、令和3年に「ゼロカーボンシティ」を表明したことから、未来戦略を示すとともに、国の中期目標年度である令和12(2030)年までを取組の加速期間として位置付けることで、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく。

##### ◎気候変動に適応するレジリエント<sup>\*1</sup>なまちづくり

大型台風や集中豪雨などの自然災害や熱中症などの健康被害における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応できるよう、グリーンインフラ<sup>\*2</sup>や自立・分散型のエネルギーなども有効に活用するレジリエントなまちづくりの方向性を盛り込む。

※1 防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

※2 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

##### ◎循環経済（サーキュラーエコノミー）を見据えた計画

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、資源投入量・消費量を抑えつつ、今ある資源を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動で、今後の持続可能な経済成長や発展を実現するために重要とされており、方向性を計画に示していくことが求められる。

##### ◎自然再興（ネイチャーポジティブ）を見据えた計画

「2030年自然再興（ネイチャーポジティブ）」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動等の様々な分野の施策と連携し取り組んでいく方向性を、「生物多様性地域戦略」として包含し、示していく。

#### 5. 第三次計画の改定で検討すべき課題（案）

「3. 現行計画の総合評価」及び「4. 計画改定に向けた視点」を踏まえ、各分野における課題を整理した。

「分 野」	「課 題」
1. 人づくり・基盤整備	① 多様な世代に向けた環境教育・環境学習の推進 ② 事業者との連携の強化 ③ 環境関連情報の受発信の改善 など
2. 地球温暖化対策の推進（気候変動）	① 省エネルギー対策の推進 ② 再生可能エネルギーの導入の推進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進 ④ 気候変動に対する適応策の推進 ⑤ 持続可能でレジリエントなまちづくりの推進 など
3. 快適な生活環境の確保	① 公害対策の継続的な実施 ② 路上喫煙規制、ポイ捨て等まちの美化の推進 など
4. 循環型社会の構築	① ごみの適正処理、資源の有効活用の推進 ② 環境に配慮した製品・サービスへの転換 など
5. 生物多様性の保全	① 生物多様性の保全と理解の促進 ② まとまりのある緑の保全と市街地に残る緑の質的向上 ③ 水辺の保全と健全な水循環の確保 など